

諮問番号：諮問第 264 号

答申番号：答申第 264 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「政令」という。）に基づく精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新申請に対する承認決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人の現在の精神状態は、学校に行こうとする姿はあるが、戻って来たり、休んだり、遅刻をしたりして調整していることに変わりはなく、他に、他人に対する（理由は本人なりにあるが）暴力行為が出現したりしている。これまでの状況と大きく変わりはなく、本件処分には納得できない。主治医も「状態の変化はなく、むしろ、支援を増やしているため、良くなっているとは言えない」と言っていた。
- (2) 小学校 5 年生になっても、依然として不登校は続いており、夫婦共働きで審査請求人は留守番も困難なため、朝から近くに住んでいる祖父母に預けている。祖父母の協力の下、午後から登校できることもあるが、登校できない場合は祖父母が高齢で終日面倒を見るのは体力的に難しいため、午後から母親が短時間勤務を申請し、面倒を看ているのが現状である。
- (3) 処分庁の弁明書に記載されている「ADHD 症状に対しては（中略）ある程度の改善をみている」については、内服後、一時的に審査請求人の不安や集中力が改善される点での判断だと思われる。最近の学校に行けた時の様子を聞いたが、学校の授業においても注意が持続せず勉強に取り組めないことが多いとの話を聞いている。「授業中は授業に参加せず、好きなことに取り組んでいい」、「宿題は本人の可能な範囲で行っていい」等の学校の配慮もあって、学校に滞在するという点で改善と捉

えたものである。注意欠陥多動性障害の病状改善という意味では事実と異なる。

(4) 処分庁の弁明書に記載されている「小学校入学前までは精神症状のために日常生活に著しい制限を受けている状態にあったとは言えない。このことは、小学校入学時に通常級が選択されていることから裏付けられる」については、保育園時代も日常生活上の様々な支援は必要であったが、それは年齢的にも当然のことであり、精神障害を有していると判断できなかった。そのため、特別支援級でなく、通常級を選択したものである。

(5) 通級指導教室については、同3年生から在籍していたが、これまで数える程度しか利用しておらず、処分庁の弁明書に記載されている「通級指導教室を利用し、同5年生からはある程度登校できる」は事実と異なる。同1年生の3学期から不登校となり、特別支援級の提案も受け、審査請求人と話し合い、一緒に見学にも行ったが、新たな人や環境等を受け入れることができず、無理やり特別支援級を選択することもできたが、審査請求人の学校への抵抗感が強くなることを危惧し、やむを得ず、通常級を選択したものであり、事実と異なる。

2 審査庁の主張の要旨

精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態（能力障害（活動制限）の状態）の両面から総合的に判定すると、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）の障害等級3級に該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の意見を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

判定基準の冒頭では、手帳の障害等級の判定は、「(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等

級の判定に違法又は不当な点がないか、以下、検討する。

1 精神疾患の存在

審査請求人の診断書（以下「本件診断書」という。）の「病名」欄には、主たる精神障害として「自閉症スペクトラム障害（ICDコード（F84）」と、従たる精神障害として「注意欠陥多動性障害（ICDコード（F90）」と記載されている。これらの記載に加え、「③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄、「④現在の病状、状態像等」欄及び「⑤④の病状・状態像等の具体的程度、病状、検査所見等」欄の記載から、主たる精神障害として自閉症スペクトラム障害、従たる精神障害として注意欠陥多動性障害の存在が認められる。

2 精神疾患（機能障害）の状態

(1) 判定基準の別添1「精神障害者保健福祉手帳等級判定基準の説明」（以下「判定基準の別添1」という。）の(1)の⑦によると、審査請求人の主たる精神障害である自閉症スペクトラム障害及び従たる精神障害である注意欠陥多動性障害はいずれも発達障害に該当する。

また、判定基準では、これらの精神障害による精神疾患（機能障害）の状態について、1級が「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」と、2級が「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」と、3級が「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」とそれぞれ定められている。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態については、本件診断書の記載から、以下のことが認められる。

「発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」は、小学校に入学するとルールへのこだわり、友達とのトラブル、聴覚過敏、多動などが目立つようになったこと。他児とのトラブルで小学校2年生になってから不登校がちとなり、朝に母親と離れられなくなったこと。同3年生になってからも不登校で、令和3年5月に本件診断書を作成した医療機関を受診したこと。同学年からは通級指導教室を利用。同5年生になってある程度登校できるようになっていること。

「病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」については、好きな話題のことを話すときは一方的になりがちであること。場面を読むことが苦手で集団行動が上手くできないこと。コミュニケーションは字義どおりのこと。じっとすることができず、座っていてもしゃべるときの身振り手振りが非常に大きいこと。集中の持続は困難であること。読み書きの苦手さも見られていること。ADHD症

状に対しては薬物療法を行っており、ある程度の改善をみていること。

- (3) 以上のとおり、発達障害による精神神経症状があることは認められるが、本件診断書によると、審査請求人が、小学校3年生から通級指導教室を利用し、同5年生になってある程度登校できるようになっていること及びADHD症状に対しては薬物療法を行っており、ある程度の改善をみていることが認められる。

したがって、審査請求人の主たる精神障害である自閉症スペクトラム障害及び従たる精神障害である注意欠陥多動性障害に関して、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準で2級とされている「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」に至っているとまでは認められず、3級とされている「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」と判断するのが相当である。

3 能力障害（活動制限）の状態

能力障害（活動制限）の状態については、判定基準の別添1の(2)において「精神疾患（機能障害）による日常生活あるいは社会生活の支障の程度について判断するもの」とされている。

本件診断書の「生活能力の状態」欄の「3日常生活能力の程度」は、「(3)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」が選択されており、「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）3の(6)によると、その程度は、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて、「必要な時には援助を受けなければならない」程度のもの」であり、障害等級は「おおむね2級程度」となる。

また、本件診断書の記載から、以下のことが認められる。

「日常生活能力の判定」（本件診断書の⑥の2）については、同欄に規定された8項目中、判定基準の「能力障害（活動制限）の状態」の2級の状態に相当する「援助があればできる」は5項目が、3級の状態に相当する「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」は3項目が、それぞれ選択されている。

生活能力の状態の具体的程度、状態（本件診断書の⑦）については、「それぞれの行為自体はある程度出来るが、発達障害の特性が強いため家族など周囲の大人からの常に声掛けや手助けがないと、例えばいつまで経っても食事が終わらない、入浴や就床をしない、など年齢相応の日常生活を送ることが出来ない。」と記載されている。

現在の障害福祉等のサービスの利用状況（本件診断書の⑧）については、放課後等

デイサービスを週2回利用している旨が記載されている。

以上のとおり、確かに、発達障害の影響により日常生活及び社会生活に一定の制限があることが認められる。

しかし、本件診断書によると、審査請求人が特別支援学級に所属している旨の記載がないこと、小学校3年生から通級指導教室を利用し、同5年生になってある程度登校できるようになっていること、ADHD症状に対しては薬物療法によってある程度の改善をみていることなどから、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があるとまでは言えない。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は、総合的に判定すると、日常生活又は社会生活に一定の制限を受けているものの、その程度は軽度と判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

審査請求人の障害等級について、上記2(2)及び(3)で検討した精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態（能力障害（活動制限）の状態）の両面から総合的に判定すると、審査請求人の障害程度については、政令第6条第3項の表に照らし、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（3級）と判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人が小学校5年生においても、依然として不登校は続いていること、最近の学校に行けた時の様子を聞いたが、学校の授業においても注意が持続せず取り組めないことが多いとの話を聞いていること、通級指導教室については、同3年生から在籍していたものの、これまで数える程度しか利用していないこと等を主張している。このことは、本件診断書の内容が、必ずしも審査請求人の現在の症状、状態像等を反映しているとは言えないという主張と解することができる。

しかしながら、これらの主張はいずれも本件診断書に記載されていない。

一方で、判定基準の冒頭において、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」と記載されている。

処分庁は、判定基準に基づき、本件処分を行うに当たって、本件診断書の内容の全体を十分に検討したことが認められ、その手続に違法又は不当な点は認められない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 6 年 6 月 19 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 6 年 7 月 11 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

処分庁は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の審査基準として設定している判定基準及び留意事項に沿って、本件診断書の内容について十分に審査した上で本件処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也